

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年6月23日

青森地方法務局五所川原支局 登記官 下山 繁子

記

意見又は資料の提出先 青森地方法務局五所川原支局登記係

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
4201-2021-0001	西津軽郡深浦町大字風合瀬字砂子川 1 - 1 9	山林	2576
4201-2021-0002	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川 1 4 1 - 3	宅地	125.86
4201-2021-0003	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川 1 4 4 - 7	原野	420
4201-2021-0004	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯 7 3	墓地	249
4201-2021-0005	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯 1 1 1	境内地	389.51
4201-2021-0006	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯 1 8 8 - 2 2	宅地	231.45
4201-2021-0007	西津軽郡深浦町大字風合瀬字大磯 1 9 7	墓地	648